

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

宅地建物取引業者として関連法規を遵守し、業務の適正な運営と公正な宅地・建物の取引を行うとともに、常にお客様の立場に立ち、安全で良質な価値あるサービスの提供に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な値下げ要請を行いません。取引対価の決定に当たって協議の申入れがあった場合にはこれに応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先が適正な利益を含むよう十分に協議します。また取引対価の決定を含め契約に当たっては契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には割引料等を取引先の負担とせず、また支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ①取引先と公明正大な取引を行うことにより節度ある関係を維持し、共存共栄の関係を確保します。
- ②取引先に不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2021年3月1日

株式会社ミブコーポレーション 代表取締役社長 栃木 茂治
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合は、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。